

平成29年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月24日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則
- 12 番 一 森 敬 司

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	庄野宏文
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
民生参事	古川和之
教育次長	吉田英雄
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
福祉課長	鈴谷一彦
住民課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成29年松茂町議会第2回臨時会会議録

平成29年11月24日（第1日目）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

専決第11号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第48号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第49号 平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第50号 平成29年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第51号 平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第52号 平成29年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第53号 平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

平成29年松茂町議会第2回臨時会会議録

第1日目（11月24日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから、平成29年松茂町議会第2回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、一森議長からご挨拶がございます。

○議長【一森敬司君】　皆さん、おはようございます。

今日は、平成29年松茂町議会第2回臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には公私まことにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。朝晩めっきり寒くなってまいりました。冬の訪れを感じるこのころではございますが、健康には十分お気をつけてお過ごしいただきたいと思いますと思っております。

さて、本日は1件の承認と7件の議案の提出がございますが、最後まで慎重審議をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成29年松茂町議会第2回臨時会は成立をいたしました。

ただいまから、平成29年松茂町議会第2回臨時会を開会いたします。

○議長【一森敬司君】　吉田町長から招集のご挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

師走も近づいてまいりまして、急に寒さが体にしみるような時期になってまいりました。第4回定例会も控えておりますので、風邪を引かないようにご自愛いただきたいと思いますと思っております。

本日は、松茂町議会第2回臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本臨時会に上程をいたしました議案は8件ございます。十分にご審議をいただきまして、

議案が可決決定いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番佐藤富男議員、及び10番春藤議員を指名いたします。

○議長【一森敬司君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長【一森敬司君】　日程第3、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、提案理由の説明を申し上げます。

まず最初に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、次の補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第11号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ816万1千円を追加し、補正後の予算の総額を56億8,904万7千円とするものであります。今回の補正につきましては、10月22日執行の衆議院議員総選挙に伴います執行経費の補正を行ったものであります。

歳入といたしましては、衆議院議員選挙委託金として766万1千円、前年度繰越金として50万円を増額補正いたしました。歳出といたしましては、衆議院議員選挙費として

歳入同額を増額補正いたしました。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長【一森敬司君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【松下師一君】 選挙管理委員会書記長を兼務しております、総務課長の松下です。

承認第3号とそれに係ります専決第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

引き続き、議案書2ページをご覧ください。

専決第11号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第3号）、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,904万7千円とする。

第2項は割愛いたしまして、右下、専決処分の日付けでございますが、平成29年9月28日、衆議院の解散の日でございます。今回の補正は、去る9月28日に内閣総理大臣が衆議院を解散いたしまして、10月10日公示、10月22日投開票で、急遽、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算（第3号）として選挙執行に係る経費を町長が専決処分したものでございます。

補正予算の主なものといたしましては、議案書の4ページ、向きが変わります、そちらをご覧ください。

歳入では款50、県支出金、項10、県委託金で、衆議院議員選挙委託金といたしまして、766万1千円を計上いたしました。その他の歳入は前年度からの繰越金でございます。

続く5ページ、歳出は右から2列目、節の列でご説明いたします。

まず、投開票管理者及び立会人の報酬といたしまして、第1節、報酬で65万4千円。時間外勤務手当などといたしまして、第3節、職員手当等で358万円。臨時職員の賃金といたしまして、節7、賃金で17万4千円。入場券の印刷費などに節11、需用費で102万2千円。入場券の郵送費や選挙公報の配布費などといたしまして、節12、役務費で102万2千円。ポスター掲示板の設置や選挙に係るコンピューターシステムの保守委託料といたしまして、節13、委託料で54万8千円。

6ページをお願いいたします。

コピー機の賃借料に節14、使用料及び賃借料で3万7千円。最後に、販売終了後19年が経過し、老朽化により緊急に購入する必要性が生じた投票用紙自動交付機4台の更新に係る経費といたしまして、節18、備品購入費で112万4千円を計上いたしております。

以上、衆議院議員総選挙の執行経費となります専決第11号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第3号）をご説明、ご報告いたしました。

この専決処分につきまして、承認第3号のご審議、よろしくをお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立多数)

全員起立でございます。ありがとうございました。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長【一森敬司君】　　続きます、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案7件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、続きます、議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より、公民格差の解消と均衡を図るために、公務員の月例給と勤勉手当について引き上げを行うことが適当である旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第48号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第4号）につきましては、平成29年度の人事異動及び議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による給与改定に伴い、増減が生じることになりました人件費につきまして補正をお願いするものであります。

議案第49号、平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第53号、平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、議案第48号と同様に、人事異動及び給与改定に伴い増減が生じることになりました人件費につきまして補正をお願いするものであります。この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長【一森敬司君】　　それでは次に、担当職員の説明を順次求めてまいります。

総務課長。

○総務課長【松下師一君】　　それでは、議案第47号についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきます。

議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するというものでございます。

職員の給与に関しましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本といたしまして、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜見直しを行ってまいりました。本年8月8日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するべく、初任給を含む若年層の改定に重点を置いて、月例給給料表の水準を平均0.2%引き上げるとともに、民間のボーナスに相当いたします期末勤勉手当につきましても、民間の支給割合との均衡を図るため、年0.1カ月分を引き上げる旨の勧告がなされております。また、徳島県の人事委員会からも10月17日に国に準じた給与改定を行うよう勧告がなされております。

それでは、今の9ページからの条例案分をご覧ください。

この一部改正条例は、施行日、適用日の異なる第1条と第2条からなり、9ページからの第1条には、交付の日から適用されます勤勉手当の引き上げ規定と、平成29年4月1日に遡及して適用される月例給給料表の引き上げ規定が記されております。

ちょっと飛ばして進んでいただきまして、18ページでございます。

18ページに記載の第2条は、平成30年4月1日が施行日で、第1条で引き上げました勤勉手当を来年度以降は夏と冬の年2回の勤勉手当、半分ずつ再配分する規定が記されております。

引き続き、具体的な改正内容を説明させていただきます。

まず、月例給の給料表ですが、第1条の規定によりまして、掲載ページが10ページから17ページでございます。これに掲載の別表第1及び別表第2のように改定をお願いいたします。平均改定率は勧告どおり0.2%の引き上げとなっております。これによりまして、民間との格差を是正いたしますが、初任給を1千円引き上げるなど、若年層への引き上げを手厚くする一方で、中高年層への引き上げ額は少なくし、給与総額の抑制に配慮したものととなっております。

次に、民間のボーナスに相当いたします期末勤勉手当の率の改正につきましては、恐れ入りますが、議案参考資料、こちらの2ページをお開けください。

新旧対照表になってございます。上半分が交付の日をもって適用する第1条関係、下半分が来年度、平成30年4月1日から適用する第2条関係となっております。

まず、第1条関係で一般職の勤勉手当を規定する第21条第2項第1項の改正ですが、左側、現行の列の4行目から5行目、この勤勉手当の第1項目の4行目から5行目にかけ

てのアンダーライン、ここで100分の85とございます。これを右の列の改正後では100分の95といたしまして、来る12月1日を基準日とする、この冬の勤勉手当を率にして100分の10、つまり勧告どおり0.1カ月分引き上げるものといたします。

続く、同項第2号でございますが、再任用職員及び期限付職員の場合で、月額の100分の5を引き上げます。なお、現状、松茂町に再任用職員及び任期付職員に該当する職員はおりません。

次に、新旧対照表の下半分、第2条関係ですが、これは一般職分だけ申します。100分の10引き上げた後の100分の95、これを来年4月以降、夏と冬の勤勉手当へ100分の5ずつ配分するために、左の列の100分の95とアンダーラインがある部分の表記を、右の列の100分の90へ改正するものでございます。一見引き下げのように見えますが、年率で考えますと、現時点から年間で100分の10引き上げられた状態で変わりがございません。

これを確認するため参考資料3ページの表をご確認ください。

中央部、破線がございます。そこから下、人事院勧告に基づく改正後、平成29年12月からの表の一般職勤勉の列、黄色く塗ってある左側の列でございます。ここをご覧ください。12月を今回、0.95とすることにより、6月の0.85と合わせて、合計が1.8となっております。それをその下の表、人事院勧告に基づく改正後、平成30年4月からでは、6月と12月がともに0.9となることにより、合計が1.8となります。上下とも年間の支給率につきましては、変わらないということになります。

人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに冬の期末勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時議会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る11月17日に国家公務員給与改正の閣議決定がなされ、同日づけで、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知が発出されましたことから、本日、この臨時議会においてご審議をお願いするところでございます。

以上、議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】 続いて、総務参事。

○総務参事【大迫浩昭君】 それでは、続いて、議案第48号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第4号）につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開き願います。

議案第48号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度松茂町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,904万7千円とするというものでございます。

このたびの補正につきましては、人事異動とさきに説明をさせていただきました、議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による、職員の給与改定に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

議案書の22ページをご覧ください。

今回、提案させていただきました予算の補正につきましては、歳出予算の中での増額補正額より、減額補正額が多額でありましたことから、結果といたしまして、財源余剰額が生じることとなりましたが、この額につきましては、全額を財政調整基金に積み立てることといたしました。このことから、今回の補正は歳出のみの補正となっております。

なお、この中における職員の人件費は全て人事異動及び給与改定に伴う給料、職員手当等並びに共済費の補正でございますので、個々具体の説明につきましては割愛をさせていただきます。

22ページ中段でございますが、款5、総務費、項1、総務管理費、目11、財政調整基金費につきましては、1,221万3千円を増額補正し、計1,801万9千円とするものですが、これはさきに申し上げましたとおり、節25、積立金におきまして、財源余剰額を積み立てるべく増額の補正を行うものでございます。

次に、議案書28ページをご覧ください。

一番下の段でございますが、款55、諸支出金、項5、繰出金、目1、繰出金におきまして、1,194万7千円を減額補正し、計7億9,650万円とするものでございます。これは、各特別会計におきまして今回の補正に対応するため、それぞれに増減はございますが、合計といたしまして、1,194万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第48号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【一森敬司君】 続いて、民生参事。

○民生参事【古川和之君】 失礼します。

続きまして、議案第49号、平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第50号、平成29年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第51号、平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の3件につきまして、ご説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、歳出におきまして、平成29年度の人事異動及び議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴う人件費の補正を行うものであります。歳入につきましては、補正の予算の財源として一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の31ページをお開きください。

議案第49号、平成29年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,738万円とするというものでございます。

続きまして、議案書の35ページをお開きください。

議案第50号、平成29年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,574万4千円とするというものでございます。

続きまして、議案書の39ページをお開きください。

議案第51号、平成29年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,031万2千円とするというものでございます。

以上で、議案第49号から議案第51号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【一森敬司君】 続いて、産業建設参事。

○産業建設参事【井上雅史君】 それでは、続きまして、議案第52号、平成29年度

松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）、議案第53号、平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして、ご説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、歳出におきまして、平成29年度の人事異動及び議案第47号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴う人件費の補正を行うものでございます。なお、公共下水道特別会計補正予算の歳入につきましては、補正の財源として一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の43ページをお開きください。

議案第52号、平成29年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ715万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,415万1千円とするというものでございます。

続きまして、議案書の48ページをお開きください。

議案第53号、平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）、第1条、平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第2条、平成29年度松茂町水道特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、水道事業費用、第1項、営業費用で3万8千円を追加し、第4項、予備費を3万8千円減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,811万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本調整額275万4千円、過年度損益勘定留保資金4,535万9,000円で補填するものとする。」に改める。

第1款、資本的支出に3万7千円を追加し、総額を9,932万9千円とするものでございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

職員給与費に7万5千円を追加し、職員給与費の総額を4,878万3千円とするものでございます。

以上で、議案第52号及び議案第53号の説明とさせていただきます。よろしくお願

いたします。

○議長【一森敬司君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）号」までの議案7件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

藤枝議員。

○11番【藤枝善則君】 11番、藤枝です。

給与の改定ということですが、先ほどの説明では、給与、それから賞与も上がるというふうな認識でお聞きしましたが、1年間の金額にしていくら増えるんですか、教えてください。

○議長【一森敬司君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 総務課長の松下でございます。

恐れ入りますが、今のお答えといたしまして、まず、議案書30ページをご覧ください。一般会計分の補正予算給与費明細書でございます。こちらの方に補正後と補正前の給与費に係る総額の増減の状況が出ております。上の段に給与費と共済費合計で、補正後、補正前で比較いたしまして、一番下に比較の欄がございますが、これ、共済費の調整とか人事異動に関する調整も全部含めると、22万2千円増の状況が出てまいります。ただ、藤枝議員ご指摘の点といたしましては、そういう調整で減額する分を除いたらという趣旨であらうかと思えます。そうなりますと、ちょっと給与費のところだけでございますが、実は今回の異動の中で、異動調整の中で退職した職員等の分を含めてのマイナスがございますので、この資料からはちょっとすぐには出ないというところがございますが、総額のところといたしましては、一般会計分としては差し引き合計で22万2千円ということになります。

それから、各特別会計もそれぞれにこの一番議案の後ろの部分、例えば、次でございましたら、議案第49号でございましたら、34ページの方に同じように補正予算給与費明細書がございます。この中の補正後、補正前の比較という欄をご確認いただければ、今回の補正に限ってはトータルで増減の方が出てまいります。これ、全部読んでまいりましょうか。

○議長【一森敬司君】 藤枝議員。

○11番【藤枝善則君】 実は今、お答えをしていただきましたが、ちょっとこれ、議案しているときに、私、特別会計も全部足してみたんですよ。そしたら、上辺は給料が上がる、賞与が上がると言いながら、調整額というのはわからないので、全部足したら、例えばこの給料、補正前と補正後を全部足したらマイナスになるんですよ。職員手当はちょっと上がっているのかもわからないけど。だから、その調整あたりがわからないので、実際問題どれぐらい負担があるのか、退職した方もおられますでしょうけども、そこら辺の実態がわからないので、この数字だけを見たらマイナスになっているような感じになっていたんで、ちょっと質問をしたんですが、もしそこら辺が資料でわかるようでしたら、また、議会が終わってでも結構でございますが、お知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長【一森敬司君】 もう今の件で答弁要りませんか。

○11番【藤枝善則君】 知らせてくれるかどうか、答弁をもらってください。

○議長【一森敬司君】 一言、言うとかで。

○総務課長【松下師一君】 後ほどでも構わないというお言葉でございましたので、先ほどの退職者分によるマイナス分を除いた格好で、改めてトータルの増額の費用等につきまして、後ほどのご報告でよろしゅうございますか。

○11番【藤枝善則君】 はい。

○総務課長【松下師一君】 それでは、後ほどご報告をさせていただきます。

○11番【藤枝善則君】 終わります。

○議長【一森敬司君】 その他、質疑ございませんか。

立井議員。

○4番【立井武雄君】 4番、立井。

7ページの補正予算のところで、その他の特別職というのが64人増えておるんですが、これはどういうので増えているか教えていただけたらと思います。

○議長【一森敬司君】 総務課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼します。選挙管理委員会書記長を兼ねております松下でございます。

7ページにつきましては、さきの議案の件でございますが、衆議院選挙に伴う補正の方でございます、ここで言う64人という特別職につきましては、投開票立会人でございます。投開票立会人は地方公務員法上、非常勤特別職に任じられたということになります。

ので、こういう形で給与費明細書をつけての議案となっているものでございます。

以上です。

○4番【立井武雄君】 いいです、わかりました。

○議長【一森敬司君】 立井議員、今の質問はさきに採決して終わっている案件ですから、今度からよく調べてしてください。

○4番【立井武雄君】 失礼しました。

○議長【一森敬司君】 ちょっと注意しておきます。

そのほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案7件について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 これから採決に入ります。

なお、採決は起立によって行います。

議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案7件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立多数)

○議長【一森敬司君】 全員起立でございます。ありがとうございました。

よって、議案第47号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第53号「平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案7件は原案の

とおり可決することに決定をいたしました。

○議長【一森敬司君】 以上で、本会議に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成29年松茂町議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

以上で、平成29年松茂町議会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 一 森 敬 司

署名議員 佐 藤 富 男

署名議員 春 藤 康 雄